

議案第 1 1 号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 5 年 3 月 6 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例（昭和48年日野町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第22項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第23項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4</p>

<p>項及び第5項の規定により算定された額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。)に100分の10を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)とする。</p> <p>2～6 略</p>	<p>項及び第5項の規定により算定された額(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者自立支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。)に100分の10を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)とする。</p> <p>2～6 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第1号の改正規定「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する